

事 務 連 絡

平成 2 5 年 3 月 1 5 日

防災集団移転促進事業担当課長 御中
教育委員会文化財担当課長 御中
※岩手県、宮城県、福島県、茨城県、仙台市

国土交通省都市局都市安全課
文化庁文化財部記念物課

東日本大震災の復興に伴う防災集団移転促進事業における
埋蔵文化財発掘調査の実施に関する取扱いについて（通知）

このたび、標記の件について問合せを受けましたので下記のとおり周知いたします。
貴管下の関係市町村に対して周知いただくとともに、埋蔵文化財発掘調査の迅速な実施に向けて、引き続き御指導と御協力をお願いいたします。

記

【質問内容】

東日本大震災の復興に伴う防災集団移転促進事業を実施するためには、事業主体となる市町村は、集団移転促進事業計画を国土交通大臣の同意を得て策定することが必要だが、当該事業を実施するにあたって、記録として保存するための埋蔵文化財発掘調査が予定されている場合、当該事業計画に係る国土交通大臣の同意を得る前から当該発掘調査を行うこと（以下「先行調査」という。）は可能か。

【回答】

お問い合わせの先行調査については、当該先行調査の実施についてその対象となっている土地所有者の同意が得られれば、実施することが可能です。また、当該先行調査の費用については、防災集団移転促進事業における事業計画策定費等の調査事業として、復興交付金を使用して実施することが可能です。